

奥州市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月28日

奥州市監査委員 千 田 永

奥州市監査委員 佐 藤 健 司

奥州市監査委員 小野寺 重

1 監査の概要

(1) 監査実施日

予備監査 令和6年1月5日、1月9日及び1月10日

本監査 令和6年1月11日

(2) 監査の対象とした部課等名

商工観光部所管の予算執行を行う部課等

商業観光課、企業振興課、鋳物技術交流センター及び観光施設対策室並び各総合支所地域支援グループ

なお、所管する施設のうち、衣川いきいき交流館及び衣川高齢者コミュニティセンターについては、別途定期監査を実施したため、監査対象から除外した。

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和5年度（令和5年4月1日から令和5年11月30日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部令和4年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
商業観光課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
企業振興課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
鋳物技術交流センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
観光施設対策室	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺総合支所地域支援グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所地域支援グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

胆沢総合支所地域支援グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川総合支所地域支援グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。